

5年ぶりの
改訂版

改訂版

中小企業等協同組合法 逐条解説

全国中小企業団体中央会 編集

適切な中小企業組合事業の遂行・組織運営の必携書

本書の特色

- 平成25年4月1日現在の全条文を逐条で詳細解説。さらに平成26年4月以降から施行される平成24年改正法の条文等も並列表記。
- 会社法等の準用条文は、法律・政令が読替えを明示しているもののほか、当然必要となる読替え等を読み替えて掲載。
- 関係法令（施行令、施行規則等）のほか、平成24年に改訂した全国中小企業団体中央会の「定款参考例」も収録。

本書の主な内容

逐条解説

- 第1章 総 則
- 第2章 中小企業等協同組合
 - 第1節 通 則
 - 第2節 事 業
 - 第3節 組 合 員
 - 第4節 設 立
 - 第5節 管 理
 - 第6節 解散及び清算並びに合併
 - 第7節 指定紛争解決機関
- 第3章 中小企業団体中央会
 - 第1節 通 則
 - 第2節 事 業
 - 第3節 会 員
 - 第4節 設 立
 - 第5節 管 理
 - 第6節 解散及び清算
- 第4章 登 記
 - 第1節 総 則

- 第2節 組合及び中央会の登記
- 第3節 登記の嘱託
- 第4節 登記の手続等

- 第5章 雑 則
- 第6章 罰 則
- 附 則

関係法令

- 中小企業等協同組合法施行法〔抄〕
- 中小企業等協同組合法施行令
- 中小企業等協同組合法施行規則
- 中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届出に関する規則

定款参考例

- 事業協同組法定款参考例
- 協同組合連合会定款参考例
- 企業組法定款参考例



単行本・787ページ

A5判（上製／ケース入り）

定価6,090円（税込）
（本体5,800円）



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

は し が き

本会では、法律条文及びその解説、関係法令並びに本会が定める定款参考例を掲載し、「中小企業等協同組合法の解説」として編集・発行して参りました。

平成19年4月1日、主として組合のガバナンスの向上を図ることを目的とした「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第75号）により改正された中小企業等協同組合法が施行されました。

このたび、その後の中小企業等協同組合法の改正箇所について必要な見直しを行った上、平成26年4月1日から施行される平成24年改正法の条文等も折り込み、改訂版として発行することと致しました。

本書の特長は、最新の法律条文（改正履歴・罰則条文を掲載し、準用条文については、法律が読替えを明示しているもののほか、当然必要な読替えその他の修正を加えた読替えを掲載）とその逐条解説、施行令・施行規則等の関係法令、本会が先般改訂した「定款参考例」（事業協同組法定款参考例、協同組合連合会定款参考例、企業組法定款参考例）をすべて一冊に収めているところにあります。

中小企業等協同組合法に基づく組合役職員をはじめ中小企業組合関係者の皆様の執務に当たっての参考資料として、適切な組合事業の遂行及び組織運営のためにご活用いただけるものと思います。

本書を組合運営上の必携の書としてご活用いただければ幸いです。

最後に本書を作成するに当たり、ご支援ご協力をいただきました北沢豪弁護士に深く感謝申し上げる次第です。

平成25年5月

全国中小企業団体中央会

内容見本(縮小)

第1条 (法律の目的)
中小企業等協同組合法
(昭和24年6月1日法律第181号)
最終改正：平成24年9月12日法律第86号 〔なお、平成24年9月12日法律第85号・第86号は平成26年4月1日 以降施行のため、改正を条文に反映させず、改正を該当条文の 末尾に記載した。〕
第1章 総 則
(法律の目的)
第1条 この法律は、中小規模の商業、工業、農業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。
1 中小企業の組織と相互扶助精神 本条は、この法律の趣旨、精神、目的を明らかにし、法律運用の基本的原則を示している。 中小企業は、我が国経済の活力の源泉であり、製造業出荷額の5割以上、卸売業販売額の6割以上、小売業販売額の7割以上を占め、雇用面でも、7割以上の従業員を支えており、極めて重要な地位を占めている。このような重要な地位を占めながらも、大企業と比し、技術、人材、情報、資金調達力等の経営資源が不足しており、1企業でこれらすべてを備えることは非常に大きな困難が伴う。このような状況を改善し、企業力の向上させることが何よりも重要であるが、そのための基本となるものが組織の力である。本法の目的は、この組織を通じて、中小企業者等が抱える諸問題を解決し、中小企業者等の経済的地位の向上を図ることにあり、 この法律の適用対象となる者は、中小企業者とその他者で、中小企業者とは
3

事業協同組法定款参考例
全国中小企業団体中央会
制定 平成12年4月11日 12全中発第 20号 改正 平成13年3月28日 12全中発第 1953号 改正 平成15年2月1日 14全中発第 1139号 改正 平成18年7月5日 18全中発第 422号 改正 平成19年3月23日 18全中発第 1777号 改正 平成24年6月1日 24全中発第050710号
〇〇協同組法定款
第1章 総 則
(目 的)
第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もつて組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。
(名 称)
第2条 本組合は、〇〇協同組合と称する。
(地 区)
第3条 本組合の地区は、〇〇の区域とする。
(事務所の所在地)
第4条 本組合は、事務所を〇〇市（町村）に置く。
(注1) 主たる事務所は、組合の地区内に置くこと。 (注2) 従たる事務所を置く場合は、本条を次のように記載すること。 (事務所のある地) 第4条 本組合は、主たる事務所を〇〇市（町村）に、従たる事務所を〇〇市（町
693

お試し読み、お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検 索

CLICK!